

 \bigcirc

 \circ

平成18年7月6日

3 設立年月日

山形県公報

平成18年7月11日(火) 第1757号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

- -	目	次			
	規	則			
山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則	則の一部を改	(正する規則		(総	合防災課)…1039
	告	示			
広域連合の設立許可				(市	町村課)同
道路の区域の変更		(置	賜総合支	广西置賜総	務建築課)…1040
同		(同) 同
同		(同) 同
県道の供用の開始		•		同)1041
道路の位置の指定		(村	山総合支	:厅西村山総	務建築課) 同
	公	告			
特定非営利活動法人の設立の認証の申記	害		(署眼	!松会古庁企	南振嗣連) 同
山形県地域防災計画の修正要旨の公表.			•		
	正	誤			
_	規	則_			
	• 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		<i>∧</i> + + -		
山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の 平成18年7月11日	カー部を改正	9 る規則をここに	公仲りる	0	
十成10年7月11日		山形県知事	产	藤	弘
山形県規則第91号		四沙水州子	ÞΝ	пж	ΔL
山形県消防職員等賞じゆつ金等支給	見則の一部を	沙正する規則			
山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則			の一部を	次のように	改正する。
第1条中「第12条」を「第11条第1項」	•				
別記様式第4号中「消第号」を	「第	号」に改める。			
附則					
この規則は、公布の日から施行する。					
<u>.</u>					
	告	示			
-					
山形県告示第723号					
地方自治法(昭和22年法律第67号)第284	条第3項の	規定により、広域は	重合の設立	立を次のとま	うり許可した。
平成18年7月11日		,	<u></u>	**	
4		山形県知事	齋	藤	弘
1 広域連合の名称					
最上地区広域連合					
2 許可年月日					

平成18年7月6日

4 広域連合を組織する地方公共団体

金山町、真室川町、鮭川村及び戸沢村

- 5 広域連合の処理する事務
 - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務(国民健康保険直営 診療施設に係る事務を除く。)

報

- (2) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく老人保健事業に関する事務(医療等に限る。)
- (3) 重度心身障害(児)者、乳幼児及び母子家庭等医療給付事業に関する事務
- (4) 広域化の調査研究に関すること。

山形県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 中時庭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市時庭字田中386番地 2 から 同 字諏訪2732番地まで		旧	27.0 メートル ・ 7.0	メートル
同	Ŀ	新	27.0 メートル ・ 11.0	同上

山形県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字高峰字西高峰上1275番 1 から 同 字西高峰1016番まで		П	20.3 ^{メートル} 376 8.3	
同	<u>.</u>	新	20.3 メートル ~ 8.3	同上

山形県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西置賜郡小国町大字市野沢字檀 <i>J</i> 同 大字足水中里字廻		旧	18.0 メートル 18.0 メートル	•	156 ^{メートル}
同	上		51.5 メートル ~ 10.5		メートル 150
同	Ł	新	40.0 10.5	同	上

山形県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年7月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字西高峰上1275番1から

司 字西高峰1016番まで

3 供用開始の期日 平成18年7月11日

山形県告示第728号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総西建第213号
- 2 指定の場所 寒河江市越井坂町116番1の一部、116番1先
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル

延長50.29メートル

4 指定年月日 平成18年6月30日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年7月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 はらっぱ

(2) 代表者の氏名

吉水 幸一

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上小松2931番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ方等に対して、社会参加の場を提供し、協調することの大切さ、働くことの喜びそして、それによる社会への貢献の意義の理解を深めると共に、本人及びその家族に社会の一員であることの自負と自信をもたらし、また、地域や各関係機関と連携しながら広範な支援活動を実施することで、明るくそして平等公平な社会の形成に寄与することを目的とする。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定により、山形県地域防災計画のうち風水害等対策編を次のとおり修正した。

平成18年7月11日

山 形 県 防 災 会 議 会 長山形県知事 齋 藤

弘

- 1 水防法の改正等に対応した水害対策の推進
 - (1) 洪水予報河川以外の中小河川における水位情報等を水防関係機関及び住民に提供することとした。
 - (2) 浸水想定区域指定対象河川を拡大し、ハザードマップを作成することとした。
- 2 集中豪雨災害等の課題を踏まえた防災体制の充実
 - (1) 災害時に適切な避難勧告等の発令が行われるよう、判断基準の明確化に努めることとした。
 - (2) 災害時要援護者の情報の共有化、避難支援者の明確化、災害時要援護者に適した避難地の確保等の支援体制を整備することとした。
 - (3) 災害時要援護者に配慮した避難地等への誘導標識の設置、避難施設のバリアフリー化、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営等の環境整備を図ることとした。
- 3 県民運動・企業防災・医療対策の推進
 - (1) 防災関係機関は防災計画を具体的に推進するとともに、人的被害及び経済的被害を軽減させるため県民運動の展開を図ることとした。

誤

- (2) 地域における防災知識の普及を促進することとした。
- (3) ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域、避難場所等の周知を図ることとした。

正

- (4) 企業による防災事業継続計画(BCP)の策定を促進することとした。
- (5) 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣体制を整備することとした。

				ii)	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成18. 6.30	第1754号	996	17	鶴岡市和泉町4番20号	鶴岡市泉町4番20号
同 7.4	第1755号	1017	6	規程	規定
同	同	1019	11	(21)商品等	(21) 商品等
同	同	同	13	(22)商品等	(22) 商品等

1042